

学校における薬の取り扱いについて

学校での薬の使用は、保護者からの依頼に基づいて行っています。

学校で薬の使用が必要な場合は、「**薬の使用依頼書**」と「**薬の説明書**」をご提出ください。薬を取り違えたり誤った使用方法をしたりしないようにするため、下記の内容をご確認の上、ご理解をいただきご協力くださいますようお願いいたします。

1 学校における薬の取り扱い

- (1) 教職員が学校で児童生徒に薬を使用することは、認められていません。
- (2) 学校で薬を使用する必要がある、医師の処方を受けて保護者等から薬の使用の依頼があった場合に、教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。

使用することの介助には以下の3つの条件があります。

- ① 児童生徒の容態が安定していること
- ② 医師又は看護職員による容態の経過観察が必要ではないこと
- ③ 内用薬については、誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、医薬品の使用に関して専門的配慮が必要でない場合

以下の医薬品の使用の介助が可能です

- ① 皮膚への軟膏の塗布
- ② 湿布薬の貼付
- ③ 点眼薬の点眼
- ④ 一包化された内服薬の内服
- ⑤ 肛門からの坐薬の挿入
- ⑥ 鼻腔粘膜への薬剤噴霧

- (3) 児童生徒の薬の管理は、児童生徒本人が所持することを原則とします。ただし、以下の場合には保護者等の申し出により預かります。
 - ① 水薬や坐薬のように冷所保管などの保管条件がある薬
 - ② 児童生徒本人による管理が困難な場合
- (4) 薬の使用・管理について教職員の介助や預かりを必要としない場合であっても、児童生徒が学校で薬を所持する場合は、保護者等から担任と保健室に届け出が必要です。
- (5) 薬の取り違えや誤った使用の仕方を防ぐために、持参する薬について別紙の記載に従って家庭において準備を整えてください。

2 必要な提出書類

	薬の例	提出書類
①定期薬	抗けいれん薬、抗アレルギー薬、抗喘息薬、向精神薬等、毎日定時に使用する薬	薬の使用依頼書〈様式①〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書
②臨時薬	かぜ薬や花粉症等の薬や目薬、塗り薬など、期間が短期間で一時的に使用する薬	薬の使用依頼書〈様式②〉 薬の説明書のコピー
③宿泊時	宿泊を伴う学校行事において使用する薬	薬の使用依頼書〈様式③〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書 宿泊時健康調査票（薬について記入）
④非常時	災害時や気象警報発令によって学校に長時間待機する場合に必要となる薬（最大3日） 基本的に常温でお預かりします。	薬の使用依頼書〈様式④〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書
その他 （応急薬）	けいれん発作や喘息発作、向精神薬、鎮痛剤等で、応急処置としてやむを得ず使用する薬（予備の薬もご持参ください。）	薬の預かり依頼書〈参考〉 薬の説明書のコピーまたは医師の指示書 てんかん発作時の緊急措置に関する留意事項〈様式⑤の1〉・依頼書〈様式⑤の2〉

※薬の説明書のコピー・・・医療機関や薬局から発行される薬の名前や用法容量などが記載されたもの。

※医療的ケア対象の児童生徒については、医療的ケア実施要綱に基づいて対応します。応急薬の依頼書の提出は不要です。

3 その他

- ・事故防止のために提出書類の内容と、薬に書いてある名前・日時等を2人以上の教職員で確認します。
- ・薬の使用・保管についてのご相談は、担任または保健室にお気軽にお申し出ください。
- ・薬は、主治医（かかりつけ医）の処方により一包化されているものに限りま。
- ・薬は、1包（1回分）ごと児童生徒の氏名と使用日時を記入してください。
- ・1日分ずつをお預かりします。
- ・連絡ノート等に使用した薬の空袋等を入れますので、ご確認ください。
- ・使用依頼書は年度ごとにご提出ください。
- ・山ゆり学園、夕陽が丘、リミエから通学される方は、非常時の薬の提出は不要です。
- ・校外学習での予備薬持参を希望される場合は、薬の使用依頼書の該当欄にご記入ください。